

意見聴き取り調査票

(一般社団法人福島県建設業協会)

1 総合評価方式について

(1) 「新分野進出」の項目については、建設業の経営基盤強化の観点から重要な評価項目と考えておりますが、御意見等をお聞かせください。

- 会員企業に「新分野進出」の項目の是非を確認したところ、継続を望む意見が50%、廃止を望む意見が40%、修正を望む意見が10%であった。
- 廃止を望む主な理由としては、①建設業の経営基盤強化の観点から外れている（建設業と直接関係がない）、②新分野進出が必ずしも経営基盤強化に繋がらない（本業の建設業で十分に経営できる）、③経営基盤強化策は新分野進出のみではないであった。
- 修正を望む主な理由としては、経営基盤強化に繋がっているかを確認した上で加点する必要があるであった。

(2) 総合評価方式については、原則として金額により類型を定めております。現在の金額区分についての御意見等をお聞かせください。（標準型：2億円以上、簡易型：5千万円以上、特別簡易型：5千万円未満）

- 会員企業に現在の金額区分を確認したところ、標準型では現状維持を望む意見が64%、引上げを望む意見が19%、引下げを望む意見が1%、応札該当なしが16%であった。
- 簡易型では現状維持を望む意見が53%、引上げを望む意見が32%、引下げを望む意見が3%、応札該当なしが12%であった。
- 特別簡易型では現状維持を望む意見が56%、引上げを望む意見が36%、引下げを望む意見が1%、応札該当なしが7%であった。

(3) 平成28年度から「同一市町村内工事实績」の評価期間を一般土木、舗装で過去10年以内から過去3年以内に見直しましたが、このことについての御意見等をお聞かせ下さい。

- 会員企業に評価基準見直しに対する評価を確認したところ、評価するが76%、評価しないが10%、どちらでもないが8%、把握していないが3%、無回答が2%であった。
- 評価しない主な理由としては、評価期間の短縮及び工事实績の増加は規模の大きな企業にのみ有利となるであった。

(4) 総合評価方式において、地域社会に対する貢献度の各評価項目に対する意見、技術力と地域社会に対する貢献度とのバランスについての意見をお聞かせください。

(地域社会に対する貢献度の各評価項目に対する意見)

1. 多数の意見があった評価項目

- 消防団加入は「①建設業と直接関係がない、②加入しても活動実績がない、③年齢制限や団員数が地域ごとに異なり不平等」などを理由に削除および修正を望む。
- 除雪・維持補修業務の実績は「①他の項目に比べ負担が大きいので配点を上げるべき、②同様に負担が大きいので別々に評価すべき」などを理由に修正を望む。
- 入札参加者の所在地は「地域企業の受注確保のため同一市町村の配点を上げるべき」などを理由に修正を望む。
- 新分野進出は「本業での評価を重要視してほしい」などを理由に削除を望む。
- 新卒・離職者の雇用実績は「求人しても応募がない」などを理由に削除および修正を望む。
- 障がい者雇用は「求人しても応募がなく不平等」などを理由に削除を望む。
- 同一市町村内工事実績は「落札者の固定につながる」などを理由に削除および修正を望む。

2. 少数の意見があった評価項目

- 安全管理は「自社都合」を理由に修正を望む。
- 環境配慮は「自社都合」を理由に削除および修正を望む。
- 県内業者活用は「自社都合」を理由に修正を望む。
- 働く女性応援は「女性を特視している」などを理由に削除を望む。
- ボランティア活動は「自社都合」を理由に削除、「地元貢献を評価するため工事箇所市町村での実績に限る」を理由に修正を望む。
- 災害時出動実績又は災害応援協定締結は「自社都合」を理由に修正を望む。
- 雇用の維持・確保は「自社都合」を理由に削除および修正を望む。
- 仕事と生活の調和には意見がなかった。

（技術力と地域社会に対する貢献度とのバランスについての意見）

- 現状維持を望む意見が56%、技術力を高める意見が4%、貢献度をさらに高める意見が40%であった。

（その他の意見）

- 特に、特別簡易型については、施工能力や工事成績など本業での企業努力、および地域から求められ、評価されるボランティア活動（例示する）、入札参加者の所在地および営業年数、雇用の維持、将来の担い手確保の取り組みを評価してほしい。
- 災害時出動実績および除雪・維持補修業務の実績の項目は、当該工事箇所と同一の市町村内の実績にしてほしい。
- 上記を踏まえ、特別簡易型の配点項目は、企業規模や地域特性により有利になる企業と不利になる企業があるため、画一的な評価項目とならないよう発注者が地域性や企業実績などの工事特性を考慮して評価項目を設定してほしい。

2 元請・下請関係の適正化対策について

(1) 平成27年度下請状況実地調査において、変更契約書の取り交わしがなされていない事例等がありましたが、このような状況を改善するためには、どのような取組みが有効であるとお考えでしょうか。

- 会員企業に有効な取組みを確認したところ、昨年同様に発注者と元請の変更契約の遅れが、下請企業との変更契約の不備につながるため、発注者との早期の変更契約が有効であるとの意見が多い。
- また、変更契約の場合も発注機関に下請企業との変更契約書の提出を義務付けることが効果的であるが、そのためには、発注者との最終変更金額の確定が必要となるため徹底してほしい。

(2) 平成28年度から、県発注工事において下請契約を締結する際には、法定福利費を別立てにした見積りによることを元請業者に対して求めることとしていますが、徹底されていますか。

- 会員企業に徹底の状況を確認したところ、徹底されているが61%、徹底されていないが39%であった。
- 徹底されていない主な理由としては、小規模な企業で法定福利費を別立てにした見積書の作成ができないなど、下請企業の理解不足によると考えられるが多かった。

(3) 適切な下請契約及び変更契約締結について、貴協会では会員企業に対してどのような働きかけを行っているかお聞かせください。

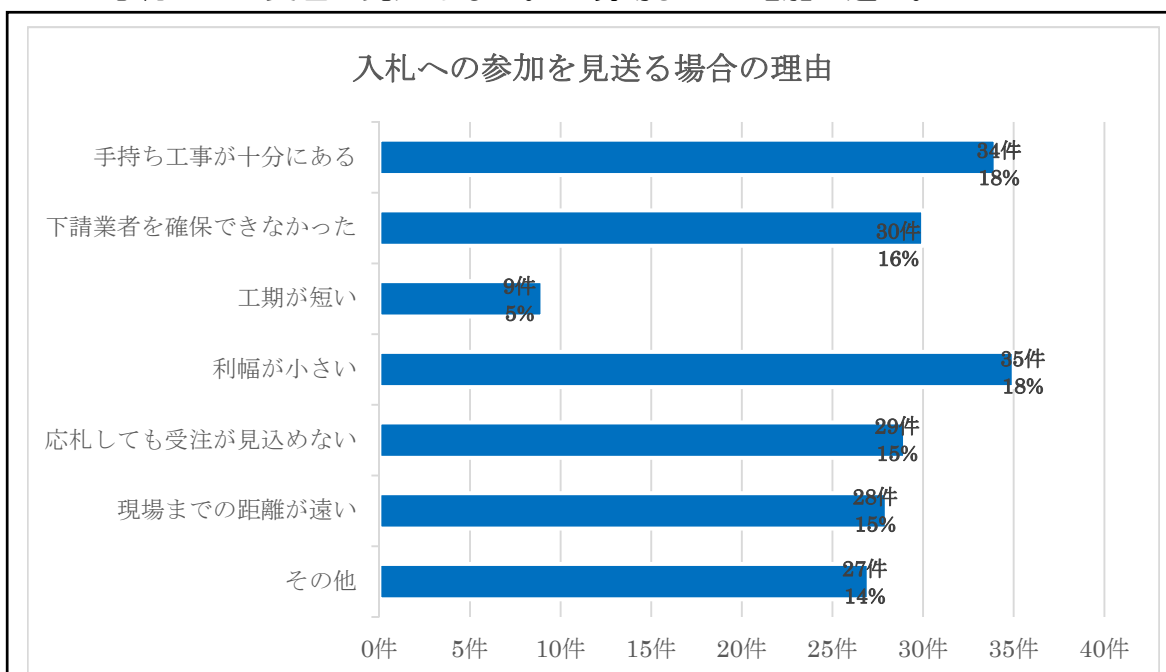
- 本会では会員企業に対し、国土交通省の「建設業法令遵守ガイドライン」や「駆け込みホットライン」、また県による「元請・下請関係適正化指導要綱」や「下請け110番」について、不適正な取引や契約を行わないよう周知徹底を図っている。
- 建設業における取引の適正化をより一層推進するため、毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」に開催される「建設業法令遵守等講習会（東北地方整備局と県が共催）」への積極的な参加を呼び掛けている。
- 元請・下請関係の適正化を図るため、県建設産業団体連合会を構成する本会等の元請け団体と専門工事業の下請け団体、製品納入団体で協議会を設置し、工事の品質確保や安全施工の向上、下請け・資材納入業者へのしわ寄せ防止等に取り組んでいる。

3 入札不調について

(1) 会員企業が入札への参加を見送る場合の理由として、どのようなものが挙げられるかお聞かせください。なお、パーセンテージがわかるグラフ等でお示し願います。

(理由の例)

- ・手持ち工事が十分にある。・下請業者を確保できなかった。
- ・工期が短い。・利幅が小さい。
- ・応札しても受注が見込めない。・現場までの距離が遠い。



○合計回答数 192件（複数回答）

○その他の意見：施工の難易度が高い、近隣での施工経験がない、発注時期に問題がある 等

- ・入札不調は、工種、ロット、発注時期により理由が異なっている。発注者において、入札不調案件ごとに聴き取りを受けているので、その結果がより正確である。
- ・入札不調は、小規模工事や現場採算性に合わない工事に多いため、現状に見合った条件での積算、さらに標準歩掛での積算ではなく、それぞれの現場に適した単価、歩掛、見積および工法での設計積算が必要である。
- ・特に、型枠・鉄筋工などの労務単価については、実勢単価との乖離があるため、実態に即した適時適切な積算が必要である。
- ・今後の企業の受注計画に基づき、配置予定技術者の予定に支障を来たさず、事前の工事調整や当初設計図書の精度アップを図ることにより、工期の延長をなくしてほしい。

(2) 県発注の工事において、工事施工の平準化及び適正工期の設定について御意見をお聞かせください。

- 工事施工の平準化は、繁忙期の緩和や仕事の不足解消、年間を通した作業員や機材の有効活用にも繋がるので、引き続き推進してほしい。
- 現場の技術者にとっても待遇が改善されて休暇の取得に繋がるため、働きやすい環境となる。また、資格取得への対応にもつながる。
- 完全週休2日制度の早期実現に向けて適正工期をお願いしたい。
- 竣工時期が重なり、年度末にしわよせが来ることも懸念され、工期の繰り越しをはじめ、フレックス工期の活用や包括発注方式、複数年契約方式の更なる浸透をお願いしたい。
- 福島県は中、浜、会津で気候が違うので、特に豪雪地方にあたる会津地方においては工事が滞るため、準備期間を含め発注の前倒し等、柔軟な工夫を検討していただきたい。
- 冬期間で施工が厳しいと思われる舗装工事、コンクリート工事等については、発注時期を考慮してほしい。また、年度末近くの発注については、工期の繰り越しを柔軟に対応してほしい。

4 電子入札・電子閲覧について

今年度より、農林水産部及び土木部発注の案件については全件電子入札によることとしましたが、御意見等をお聞かせください。

- 会員企業に電子入札及び電子閲覧の拡大に対する評価を確認したところ、評価するとの回答が78%で大多数を占めた。
- 農林水産部及び土木部発注の案件以外でも電子入札及び電子閲覧を実施してほしい。
- 昨年、電子閲覧システムの稼働時間が平日の午後10時まで拡大され、さらに土日祝祭日も閲覧可能な24時間体制の運用を求めたのに対して、昨年の回答では「深夜勤務及び休日出勤等を助長する恐れがあるため、稼働時間の延長は難しい」とされていた。指摘の側面も考えられるが、実態として、年間を通しての変形労働時間制を採用しているケースが多いため、土曜日の作業も依然として残ることから、土曜日についても閲覧可能としてほしい。

5 品確法等三法改正について

(1) 建設工事の担い手の育成・確保のため、どのような取組みをされているか
お聞かせください。

(本会としての取組み)

- 本会では、小中高生対象の見学会や就職説明会の開催、最新のSNS活用（インスタグラム）や中期的な取組みとしてのラジオ放送を実施し、イメージアップを図っている。地域のイベントで建設業をPRし、正しい理解の促進にも努めている。
- その他にも、建設専門の教育訓練機関である富士教育訓練センターを活用した実践的な教育訓練の実施、本会をはじめ専門工事業団体や教育訓練施設、関係行政機関がコンソーシアムを構成して、教育訓練体系の構築に向けて検討を行っている。また、今年度からは、女性が建設業で働くことへの理解増進を目的とした女性活躍応援事業にも取り組んでいる。
- 給与、休日へ配慮し、社会保険加入を促進し、業界一丸で福利厚生・処遇改善に取り組んでいる。
- 担い手の確保や育成に取り組むため、一番必要なのは企業の健全な経営があってはじめて踏み出せる。適正な利益、安定的な工事量の確保が大前提となるため、正確な発注見通しをお願いしたい。

(個社としての取組み)

- 担い手の育成については、社内教育（集合教育、メール活用）や外部開催の講習会への参加をはじめ、資格取得支援や資格取得後の手当支給、ベテラン技術者とのマンツーマン制度、OJT、OFF-JTなど、企業ごとに様々な取組みを実施している。
- 担い手の確保については、ハローワークや高校（土木・建築科以外含む）、大学への求人票を出したり、就職支援サイトの活用で募集したり、インターンシップの受入れや現場見学会、就職説明会への積極参加がある。女性社員の雇用に力を入れ、技術者の助手として施工管理及び書類作成など、女性活躍の推進にも取り組んでいる。

(2) 契約の変更を適切かつ円滑に行うため、工事請負契約に係る設計変更ガイドラインを策定したところですが、実際の運用にあたっての御意見等についてお聞かせください。

(土木に関する意見)

- 適正に運用されているケースも増えたが、十分浸透しきれていないという意見が多い。
- 依然として、変更手続きに対して、受注者側で書類作成等の手間が増えたり、発注者側に届いても変更を渋られることもあるため、改善してほしい。
- 変更の協議に至っても、発注側（監督員やその上司）でばらつきがみられる。また、変更に対する指示が遅く、資料の作成も多いため、改善してほしい。

(建築に関する意見)

- 入札時の施工条件の資料が少ない。質疑等の回答は常に「協議による」である。
- 設計書の取扱いが不明である。数量が参考扱いならば、予算はどの様にして算出しているのか。
- 建築工事の設計変更対象が明確になったことで、適切な施工のため大変有効なものとする。今後は県ばかりでなく、市町村の工事にも指導してほしい。
- 今のところ問題はないが、変更が発生した場合には速やかに指示、対応してほしい。
- 工事施工の工程に支障の無いように変更してほしい。
- 設計書の精査を行い、差異がある場合は設計変更の対象としてほしい。（図面優先）
- 変更事項に対する指示（書）を早めに出してほしい。
- 県での設計変更ガイドラインを監督員に対して周知と実施を期待するとともに、市町村での取り組みや実施を促してほしい。
- 協議書を早い段階で提出しても、監督員によっては回答が遅く、工程に影響を及ぼす場合があるので、改善してほしい。（ワンデーレスポンスの遵守）
- 運用にあたっては、定期的に検証してほしい。

7 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお聞かせください。

- 現在、福島県建設業審議会による「今後の県内建設業のあり方」についてパブリックコメント中であり、その提言内容を踏まえ、入札制度の改善・見直しを検討してほしい。
- 現在の入札制度は、平成18年の談合事件を受け制度設計されており、本会としては、透明性・競争性・公正性は当然と考えている。本会では、入札制度の理念として、平成26年改正の担い手三法の趣旨を踏まえ、現に地域の安全安心を担っている地域建設業者が将来にわたって、その役割が担えるよう地域建設業の存続に配慮する必要があると考えている。
- 指名競争入札導入の検討について（資料「危機管理産業としての地域建設業の維持に向けて」）
 - ① 昨年の回答に「指名業者の選定にあたり発注者の恣意が入らないようにという趣旨で採用されなかった」とあるが、恣意は発注者側の問題であると考え。本県と同じような状況にあった他県では、指名競争入札を実施していることから、対象工事や選定基準を明確にするなどにより、対応が可能と考える。
 - ② 本会は、危機管理産業の担い手として、発注者との災害応援協定締結のみならず、今年、災害時により迅速に活動するため、本部と県内16支部においてBCP（事業継続計画）を策定するなど、地域の安全安心の確保に努めている唯一の団体である。この点や地域の意見を踏まえ、総合評価方式における加点や神奈川県「いのちの貢献度指名競争入札」を参考に、検討してほしい。
- 低入札は、工事品質や安全の確保、下請企業の利潤確保などが懸念され、スケールメリットが働く大企業が有利となる。また、適正価格で入札を行う者が工事を受注出来ない状況は、地元で除雪や維持補修に協力している中小企業の淘汰にも繋がることから、低入札価格調査は、新技術や新工法などを駆使してのコスト縮減を図ったもの以外は失格とするか、国土交通省のような補足資料請求による厳格な審査を徹底してほしい。
- 設計額は標準の歩掛りで積算された価格であり、落札率が高いと未だに談合ではないかという考え方がある。建設業法での適正価格とは、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結しないとされ、会計法での公正な価格とは、公正なる自由競争による形成されるべき落札価格と定めている。適正利潤を確保するための認識を共有するには、入札制度と担い手三法は車の両輪であることから、県としての適正価格の考え方をお示しください。

- 改正品確法の基本理念について、県内市町村の発注担当者に指導徹底してほしい。特に、適正な利益の確保を阻害する歩掛り根絶や設計変更などを実行するための環境づくりをお願いしたい。
- 昨年の回答に「歩切り根絶については、個別の市町村へ実態調査を行い」とあったが、その調査結果を公表してほしい。
- 舗装工事の地域要件について、地域を支える地元企業の受注機会を確保する観点から管内を設け、金額範囲を引き上げてほしい。

例えば、今年度の宮下土木事務所発注の舗装工事（予定価格19,165,680円）では、参加者数が34者で半数以上の19者が失格するケースがあり、落札率は88.53%という状況であった。

（舗装工事における地域要件：左は現行、右は改正例）

設計金額	地域要件	設計金額	地域要件
2千万円以上	県内	3千万円以上	県内
5百万円以上2千万円未満	隣接3管内	5百万円以上 3千万円未満	管内
5百万円未満	隣接3管内	5百万円未満	管内

- 今後の仕事量の減少により、競争の激化が懸念されることから、最低制限価格の引き上げ、低入札価格調査制度の失格基準を国（基準価格）と同水準にしてほしい。

（低入札価格調査制度）

工事費目	県の数値 (失格基準)	国の数値 (基準価格)
直接工事費	—	0.95
〃 (5千万円以下)	0.95	—
〃 (5千万円超)	0.90	—
共通仮設費	0.90	0.90
現場管理費	0.75	0.90
一般管理費	0.50	0.55

・現場管理費

工事を監理するために必要な経費（例：現場に常駐する社員の給与、労務者の交通費、外注経費、安全訓練費、労災保険等の法定福利費）

・一般管理費等

会社の本支店での必要経費、試験研究費、公共事業としての適正利益

※国の数値（中央公共工事契約制度運用連絡協議会）

- 昨年度の意見・要望内容に対する回答において、「検討します」および「対応します」との案件があることから、より良い制度改善に向けて、その取り組み状況や現場の生の声を聴くための意見交換の場を設けていただきたい。

例えば、メンバーは福島県入札監理課と本会に設置している「入札制度等研究提案ワーキンググループ（地域性を考慮した約10名で構成）」、時期は今回の意見・要望内容に対する回答時に開催したい。